

# 監事監査報告書

平成 26 年 5 月 26 日

青森市長 鹿 内 博 殿

監事 兼平義弘



監事 佐治美千代



私たち監事は、社会福祉法第 40 条及び社会福祉法人敬仁会定款第 11 条に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの平成 25 年度に関する理事の業務執行の状況及び社会福祉法人敬仁会の財産の状況について監査いたしました。その結果につき本報告書を作成し、以下のように報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からのその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表、附属明細書及び財産目録並びに事業報告書につき検討いたしました。

理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関しては上記監査の方法のほか、必要に応じて理事等に対し報告を求め詳細に調査いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、財務諸表等の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 財務諸表等は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。